

原子炉等規制法改正に係る事前評価及び 高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームの設置

令和5年2月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づき行う原子炉等規制法改正に係る事前評価の決定について付議するとともに、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームの設置の了承について諮るものである。

2. 規制の事前評価

政策評価法第9条の規定に基づき、今般の原子炉等規制法の改正についての事前評価を、閣議決定を行う前に実施する必要がある。令和4年第72回原子力規制委員会（令和5年2月13日）において了承いただいた原子炉等規制法¹の一部改正案に関する事前評価書及びその要旨の案（別紙1）を作成したので、これを決定いただきたい。

3. 検討チームの設置

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の詳細（規則、ガイド等で定める必要がある事項）を検討するため、別紙2のとおり検討チームを設置することについて了承いただきたい。なお、検討チームの会合は、公開で議論するとともに、資料も原則として公開し、必要に応じて事業者等からの意見を聴取することとする。

4. 今後の予定

上記2. で決定された事前評価書及びその要旨の案（別紙1）を総務大臣に送付するとともに公表する。また、「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」（別紙2）の検討状況については、必要に応じて原子力規制委員会に報告することとする。

（別紙1）規制の事前評価書（要旨）及び規制の事前評価書

（別紙2）高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム

原子力規制委員会

杉山 智之 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制技監
大島 俊之 原子力規制部長
金城 慎司 原子力規制企画課長
遠山 眞 技術基盤課長
田口 清貴 安全技術管理官（システム安全担当）
武山 松次 検査監督総括課長
大村 哲臣 国際原子力安全規制制度研究官
藤森 昭裕 原子力規制企画課企画調査官
照井 裕之 技術基盤課課長補佐
小嶋 正義 システム安全研究部門上席技術研究調査官
北條 智博 システム安全研究部門主任技術研究調査官
湯澤 正治 原子力規制企画課課長補佐
塚部 暢之 実用炉審査部門上席安全審査官
藤川 亮祐 実用炉審査部門安全審査官
井上 大志 原子力規制企画課規制制度係長
伊藤 淳朗 原子力規制企画課付
今田 彩香 原子力規制企画課付

※公開会合（不開示情報を除く。）

※必要に応じて適宜メンバーの追加等を行う。